

燕市ペット霊園の設置等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、ペット霊園の設置及び管理が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われるための措置を講じ、もって市民の生活環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ペット霊園 焼却施設、墳墓若しくは納骨堂又はこれらを併せ有する施設をいう。ただし、専ら自己の利用に供する目的で設置するものを除く。
- (2) 焼却施設 動物の死体を焼却する設備を有する施設(墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)の規定により許可を受けたものを除く。)をいう。
- (3) 墳墓 動物の死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設(墓地、埋葬等に関する法律の規定により許可を受けたものを除く。)をいう。
- (4) 納骨堂 動物の焼骨を収蔵する施設(墓地、埋葬等に関する法律の規定により許可を受けたものを除く。)をいう。
- (5) 動物 人に飼養されていた犬、猫その他の動物(化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)第1条第1項に規定する獣畜を除く。)をいう。
- (6) 埋葬 動物の死体を土中に埋めることをいう。

(設置者及び管理者の責務)

第3条 ペット霊園を設置し、又は管理する者は、当該ペット霊園の設置又は管理に際しては、地域の生活環境に配慮するとともに、近隣住民等との良好な関係を保持するよう努めなければならない。

(設置等の許可)

第4条 ペット霊園を設置しようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けたペット霊園(以下「許可ペット霊園」という。)の区域内における新たな焼却施設の設置(焼却施設の増設を含む。以下「焼却施設の新增設」という。)又は許可ペット霊園についてその区域の変更(以下「区域変更」という。)をしようとする者も、同様とする。
- 3 市長は、前2項の許可において、公衆衛生の維持及び市民の生活環境の保全のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、その許可に条件を付することができる。

(事前協議)

第5条 第7条第1項の規定によりペット霊園の設置又は焼却施設の新增設若しくは区域変更(区域の縮小に係るものを除く。)の許可の申請をしようとする者(以下「申請予定者」という。)は、当該許可に係る申請をしようとする日(以下「申請予定日」という。)の30日前までに、規則で定めるところにより、当該申請に係る計画について市長と協議しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による協議(以下「事前協議」という。)において、申請予定者に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。

(説明会の開催等)

第6条 申請予定者は、事前協議をした日の翌日から申請予定日の14日前までの間に、規則で定めるところにより、近隣住民等に対し、ペット霊園の設置又は焼却施設の新增設若しくは区域変更に係る計画について説明会を開催しなければならない。

- 2 申請予定者は、ペット霊園の設置又は焼却施設の新增設若しくは区域変更に係る計画について、近隣住民等から次に掲げる事項について意見の申出があった場合は、当該申出をした者と協議しなければならない。

(1) 生活環境の観点から考慮すべきこと。

(2) ペット霊園の施設、構造又は設備に関すること。

- 3 申請予定者は、第1項の説明会を開催したとき並びに第2項の協議をしたときは、速やかに当該説明会並びに協議の状況及び結果について市長に報告しなければならない。

- 4 市長は、前項の規定による報告があったときは、申請予定者に対し、必

要な助言及び指導を行うことができる。

(許可の申請)

第7条 ペット霊園を設置しようとする者は、規則で定める申請書を市長に提出しなければならない。

2 許可ペット霊園の焼却施設の新增設若しくは区域変更(区域の縮小に係るものを除く。)の変更をしようとする者は、規則で定める申請書を市長に提出しなければならない。

3 前2項の規定による申請は、第5条及び第6条の手続きを経た後でなければ行うことができない。

(許可の基準)

第8条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による申請を受けた場合は、第3条の責務を果たす者による申請であって、第11条及び第12条の基準に適合し、かつ、経営の永続性が確保できると認めるときでなければ、当該申請に係る許可をしてはならない。

(許可等の通知)

第9条 市長は、第7条第1項又は第2項の規定による申請において、許可の決定をしたときは、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(工事完了届等)

第10条 第4条の許可を受けた者(以下「設置者」という。)は、当該許可に係る工事完了後、規則で定める届出書を市長に提出し、その検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る工事の検査を行い、当該ペット霊園がこの条例又は他の法令等に規定する基準に適合していると認めるときは、その旨を当該届出をした者に通知するものとする。

3 第1項の検査を受けた設置者は、前項の規定による通知を受けた後でなければ、当該ペット霊園(焼却施設の新增設の場合にあっては当該焼却施設、区域変更の場合にあっては当該変更に係る部分に限る。)を使用してはならない。

(設置場所の基準)

第 11 条 ペット霊園(焼却施設又は墳墓を設置するペット霊園に限る。)の設置場所は、次に掲げる基準に適合するものであること。

- (1) 人家及び病院、学校、保育園、社会福祉施設その他の公共的な施設から 50 メートル以上離れていること。ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から市長が支障がないと認める場合は、この限りでない。
- (2) 飲用水を汚染するおそれのない土地であること。
- (3) 自己所有地であること。ただし、第4条の許可を受けた後、自己所有地になることが明らかな場合は、この限りでない。

(構造設備の基準)

第12条 ペット霊園の施設は、次に掲げる基準に適合するものであること。ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から市長が支障がないと認める場合は、その一部を適用しないことができる。

- (1) 周囲を塀、柵、密植した生け垣等で囲み、境界を明らかにすること。
- (2) ペット霊園の区域内に雨水等が滞留しないように、排水設備を設けること。
- (3) ペット霊園の区域内の通路の幅員は、支障なく墓参することができるように、おおむね 1 メートル以上とすること。
- (4) 給水設備及びごみ置場を設けること。
- (5) 必要に応じて、門扉、管理棟、休憩所、便所、駐車場、緑地帯等を設けること。
- (6) 墳墓は、動物の焼骨を埋蔵するものであること。
- (7) 焼却施設は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - ア 空気取入口及び煙突の先端以外の部分において燃焼室内と外気とが接することがないこと。
 - イ 燃焼室において発生するガス(以下「燃焼ガス」という。)の温度が摂氏800度以上の状態で動物の死体を焼却できるものであること。
 - ウ 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
 - エ 燃焼室内において動物の死体が燃焼しているときに、燃焼室に動物

の死体を投入する場合には、外気と遮断された状態で、定量ずつ動物の死体を燃焼室に投入することができるものであること。

オ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。

カ 助燃装置(燃焼ガスの温度を維持する装置をいう。)が設けられていること。

キ 二次燃焼室(悪臭の発生を防止するため、発生した燃焼ガスを再燃焼させる燃焼室をいう。)が設けられていること。

(設置者の遵守事項)

第13条 設置者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ペット霊園を清潔で衛生的に保つこと。
- (2) ペット霊園が前条に掲げる基準に適合するよう、維持管理を行うこと。
- (3) 施設が破損した場合は、速やかに修理すること。

(地位の承継)

第14条 設置者からペット霊園を譲り受けた者は、当該設置者の地位を承継するものとする。

2 前項の規定により設置者の地位を承継した者は、規則で定める届出書を市長に提出しなければならない。

(中止及び廃止の届出)

第15条 設置者は、設置又は新增設若しくは変更に係る工事を中止したときは、規則で定める届出書を市長に提出しなければならない。

2 設置者は、焼却施設又はペット霊園を廃止したときは、規則で定める届出書を市長に提出しなければならない。

(報告及び検査)

第16条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、設置者に対し、ペット霊園の状況等について報告を求めることができる。

2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、ペット霊園に立ち入らせ、その施設、帳簿、書類その他の物件の検査をさせることができる。

3 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第17条 市長は、設置者が第12条の規定に違反しているとき、及び第10条第3項の規定に違反してペット霊園を使用しているときは、設置者に対し、必要な勧告をすることができる。

(許可の取消し)

第18条 市長は、設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該ペット霊園の使用の改善その他必要な措置をとるべき旨を命じ、又は許可を取り消すことができる。

(1) ペット霊園の計画の内容又は許可に係る申請の内容に虚偽があったとき。

(2) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は許可に付した条件に違反したとき。

(使用禁止命令)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、ペット霊園の使用の禁止を命ずることができる。

(1) 第4条の許可を受けないで、ペット霊園を設置し、若しくは焼却施設の新増設若しくは区域変更をし、又は使用した者

(2) 前条の規定により、許可を取り消された者

(公表)

第20条 市長は、第18条又は前条の規定による命令を受けた者が、その命令に従わないときは、その経過及び当該命令に従わない者の氏名等を公表することができる。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例は、次項に定めるものを除き、この条例の施行の日以後に行われる申請に係る許可について適用し、この条例の施行の前日に設置されたペット霊園について、規則で定める届出書を市長に提出したときは、第4条の許可を受けたものとみなす。
- 3 第5条及び第6条の規定は、平成24年10月31日までの間に行われる申請について、その期間を短縮することができる。